

## 沼田市武道館ネーミングライツスポンサー募集要項

「沼田市スポーツ施設ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき、建設中の沼田市武道館（以下「施設」という。）におけるネーミングライツスポンサーを次のとおり募集します。

### 1 対象施設

- (1) 名 称 沼田市武道館
- (2) 所在地 沼田市東原新町1801番地40
- (3) 建設年月 令和3年7月（予定）
- (4) 施設概要 鉄筋コンクリート造2階建  
1階床面積 1,100.00㎡  
（剣道・空手道格技場 660㎡、卓球場 144㎡）  
2階床面積 884.37㎡  
（柔道格技場 630㎡）
- (5) 供用開始 令和3年11月1日（月）（予定）

### 2 希望条件

- (1) ネーミングライツ料  
年額30万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）  
※ネーミングライツ料は、年度ごとの支払いとし、令和3年度分については、供用開始から年度末まで（11月から翌年3月まで）の5ヶ月で月割計算した額（千円未満の端数は切り捨て）とします。
- (2) 契約期間  
契約期間は、令和3年11月1日を始期とし、令和9年3月31日までを最短とします。  
それ以上の提案をする場合の契約期間の終期は、いずれの場合においても年度末（3月31日）としてください。
- (3) 命名条件  
ア 愛称の末尾を「沼田武道館」又は、「ぬまた武道館」とし、前半部分は企業名又は製品名を付することとします。  
（例）○○○○○沼田武道館又は、△△△△△ぬまた武道館  
イ 施設のイメージを損なうことなく、市民及び利用者から親しまれるような愛称とすること。

### 3 応募資格等

#### (1) 応募資格

沼田市スポーツ施設ネーミングライツ導入に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）「4 募集条件（3）」に準じます。

#### (2) ネーミングライツにおける広告の範囲

ガイドライン「4 募集条件（4）」に準じます。

愛称の表示は、施設の敷地内の看板、市が発行する印刷物及びホームページを原則とし、愛称看板の位置、大きさなど詳細は、市との協議により決定します。

#### (3) 愛称使用に伴う費用負担

ガイドライン「4 募集条件（5）」に準じます。

愛称の看板・標識の設置は、愛称使用開始時期を目途としてネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）が施工するものとし、それに要する費用及び原状回復に要する費用はスポンサーの負担とします。

なお、市が発行する印刷物及びホームページの表示変更は、市の負担とします。

### 4 提出書類及び応募方法

#### (1) 提出書類

No.	提出書類	部数
1	ネーミングライツスポンサー申込書（別記様式第1号）	1部
2	担当者届（別記様式第2号）	1部
3	登記事項証明書（商業登記簿謄本）	1部
4	会社概要、事業概要等の分かるもの	1部
5	直近3年間分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）又は確定申告書（青色申告又は白色申告）	1部
6	国税及び地方税を滞納していないことを証明する書面 【国税（納税証明書その3）、県税（納税証明書）、市税（完納証明書）】	各1部
7	市内における地域貢献活動の実績が分かるもの ※実績がある場合のみ	1部
8	市内及び県内の業務拠点及びその数が分かるもの ※業務拠点がある場合のみ	1部

#### (2) 応募方法

提出書類一式を(3)の募集期間内に「12 担当」に記載の連絡先に郵送又は直接提出してください。

### (3) 募集期間

令和3年6月1日（火）から令和3年6月30日（水）まで

※直接提出する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、郵送で提出する場合は、令和3年6月30日（水）必着とします。

### (4) 留意事項

ア 申込書等の提出後の再提出及び差し替えはできません。

イ 提出された書類は、返却いたしません。

ウ 申込書等の作成及び提出に係る全ての費用は、応募者の負担とします。

エ 提出書類は、沼田市情報公開条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき開示されることがあります。

## 5 募集要項等に対する質問

応募資格のあるものに対し、募集等に対する質問を次のとおり受け付けます。

### (1) 質問受付期間

令和3年6月1日（火）から令和3年6月16日（水）まで

### (2) 質問方法

質問事項を質問書（別記様式第3号）に記入の上、「12 担当」に記載のメールアドレスに送付してください。

### (3) 質問に対する回答

令和3年6月23日（水）までに市ホームページで回答します。

## 6 スポンサーの選定方法

ガイドライン「6 選定方法（2）」に準じます。

提出書類を基に、応募された愛称案、ネーミングライツ料、契約期間、経営の安定性、地域貢献などの項目を選定委員会で総合的に審査し、選定します。

## 7 選定結果の通知

選定委員会での審査後、全ての応募者に審査結果をネーミングライツ優先交渉権者採用・不採用通知書（別記様式第4号）により通知します。

## 8 契約の締結

スポンサーの選定後、市は優先交渉権者と詳細な部分の協議を行い、合意に至った時点で協定書を締結し、愛称看板作製等の準備期間を経て、契約を締結します。

なお、ガイドライン「6 選定方法（3）」に準じて、契約内容をホームページで公表します。

## 9 ネーミングライツ料の納付

スポンサーは、契約締結後、市から送付される請求書を受領した日から起算して30日以内にネーミングライツ料を市に支払うものとします。

## 10 スポンサーメリット

- (1) 市が発行する印刷物及びホームページで愛称を使用します。
- (2) 施設で行われるスポーツ大会等で主催者に愛称の使用を促します。
- (3) スポンサーになった施設を契約期間内の年度単位又は年単位につき1回（1日）無料で使用することができます。
- (4) 契約更新の際は、優先交渉権を付与します。

## 11 その他留意事項

- (1) 契約期間内であっても途中で愛称変更はできません。
- (2) 市の条例において、施設の正式名称を定めます。愛称決定後も正式名称は変更しません。
- (3) 愛称決定後も条例で定める施設の名称を併記させていただく場合があります。

## 12 担当

沼田市教育部スポーツ振興課スポーツ振興係

〒378-8501 沼田市下之町888番地（テラス沼田3階）

電話：0278-23-2111（代表）

ファクス：0278-23-1401

メールアドレス：sports@city.numata.lg.jp